

セカンドホームびえい（美瑛町二地域居住体験住宅）の申し込みについて

【 令和2年度 申込概要 】

北海道美瑛町では、地元のからまつ材を使ったセカンドホーム（第2の家）のモデルハウス（以下「体験住宅」といいます。）を6棟建設し、平成22年5月から「おためし暮らし（移住体験）」を行っています。

●セカンドホームびえいの概要

位 置	美瑛町字水沢春日台第2 （J R美瑛駅より6 k m）
構 造	木造平屋建（ロフト付物件あり）
延床面積	体験住宅（大）37.76 m ² 1棟 体験住宅（大）41.31 m ² 2棟 体験住宅（中）28.35 m ² 2棟 体験住宅（小）18.23 m ² 1棟
共同施設	作業棟、倉庫
付属施設	家庭菜園（30 m ² ）、石油ストーブ、ガスコンロ、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、炊飯器、布団、食器等の生活用品など インターネット回線（光回線のみで定額1,120円の費用を要します） ※W i - F i 環境はありません。

●使用開始 令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日

●募集件数 6組（体験住宅（大）3組、（中）2組、（小）1組）

●募集期間 随時受け付けます。

●使用条件

- ・美瑛町でセカンドホームを持つことや移住・二地域居住を検討されている方
- ・アンケート調査や美瑛町の広報紙、ホームページへの掲載等、美瑛町の移住対策事業にご協力いただける方
- ・その他、体験住宅を善良な管理のもと使用いただける方

●使用料 体験住宅（大） 1月につき63,000円

体験住宅（中） 1月につき52,000円

体験住宅（小） 1月につき42,000円

●補償金 退居以降に請求が困難になることを避けるために、退居月の光熱水費の未納分及び退居時における住宅室内の損害賠償分の負担を賄うための補償として設定。

補償金額（月額使用料金の25%）

・二地域居住体験住宅水沢住宅（大） 15,750円

・二地域居住体験住宅水沢住宅（中） 13,000円

・二地域居住体験住宅水沢住宅（小） 10,500円

補償金は、入居時に徴収し、退居後に未納の光熱水費、損害賠償分のないことが確認できた際に返金します。

●使用料の納付 使用者は使用開始される日に月額使用料及び補償金を納めてください。
（納付と引き換えに鍵をお渡しします。）

- 費用の負担 使用料に次の費用は含まれておりませんので各自で負担してください。
 - ① 体験住宅に係る電気料金、灯油使用料、プロパンガス料金、水道使用料
(入・退居時にそれぞれのメーター器の数値を確認します)
 - ② インターネット回線使用料等の通信に要する費用
(回線使用料は1ヶ月1,120円徴収いたします)
※wifi環境を令和2年度より整えました
 - ③ ごみ等の処理に要する費用(入居時にご説明いたします)
- 使用期間
 - ・使用期間は、毎月1日から末日までの1ヶ月単位とし、使用期間に1ヶ月未満の端数があるときは1ヶ月とします。
 - ・使用期間は最長1年間です。(原則として申し込み時に決定していただきます。)
- 申込方法 「美瑛町二地域居住体験住宅使用許可申請書」(別記様式第1号)に必要事項をご記入の上まちづくり推進課へお申し込みください。
- 使用の決定
 - ・書類選考にて決定します。
- 注意事項
 - ・体験住宅には最低限の生活用品はありますが、その他必要な消耗品などについては各自でご用意ください。
 - ・体験住宅を退去するときは美瑛町まちづくり推進課に報告し、その点検を受けなければなりません。
 - ・建物、物品等の修理代は使用者で負担してください。
 - ・体験住宅(小)にはお風呂がありません。シャワー室のみとなっております。
 - ・携帯電話の電波状況について、SoftBankがつながりにくい状況です。
 - ・ペットの飼育はできません。
- 使用許可の取消し等

使用者が次の場合に該当するときは、使用許可を取り消し、使用を中止してもらう場合があります。

- ① 使用者が使用許可の条件に反したとき
- ② 使用者が偽り、その他不正な行為により許可を受けたとき
- ③ 使用者が秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき
- ④ 災害その他の事故により使用できなくなったとき
- ⑤ 公益上やむを得ない事由が生じたとき
- ⑥ その他体験住宅の管理運営上支障があるとき

お申し込み・お問い合わせ先

まちづくり推進課移住定住推進室
〒071-0292 北海道上川郡美瑛町本町 4-6-1
TEL(0166)74-6171 FAX(0166)92-4414
E-mail: iju-teiju@town.biei.hokkaido.jp